

所管部課	地域福祉部 生活福祉課		部長	伊野宮 崇	
件名	東大和市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和6年4月24日付けで生活困窮者自立法等の一部を改正する法律が公布され、生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後に就職して自立する場合に、生活基盤の確立に向けた自立支援を図るため、既存の「進学準備給付金」を拡充し、「進学・就職準備給付金」として対象者に支給することとなった。これに伴い、生活保護法及び生活保護法施行細則等の一部改正が行われたため、「東大和市福祉事務所長事務委任規則」の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第2条第10号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 福祉事務所長に事務を委任することにより、業務の効率化及び迅速な支援決定等の対応が可能になる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和6年4月24日 「生活困窮者自立法等の一部を改正する法律」公布 令和6年5月 総務課審査済</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。